

返戻金制度について

- ・ 料金は入社日より紹介料金記載の金額を請求するが、求職者が入社日より1ヶ月以内に退職した場合には、支払い義務は発生しない。
- ・ また、入社日より3ヶ月以内に自己都合による退職あるいは本人の責による解雇の場合は受領金額の50%を返金します。ただし、退職あるいは解雇の事実確認のため、当社から退職の確認ができる書類を請求できるものとする。
- ・ 入社日より90日以内に退職者が出た場合、退職日より3営業日以内にメールか書面にて申告しなければならず、3営業日以内に申告がない場合には返金義務を負わないものとする。